

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成29年6月16日福警子対第4144号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「平成26年度の福岡県内の盗撮における警察からの依頼による被害届の提出数ならびにそれを統計していないとすればその根拠」及び「平成26年度の福岡県内の卑猥な言動及び盗撮における被害届の提出のうち実際に捜査をした数並びにそれを統計していないとすればその根拠」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年5月30日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、平成29年6月16日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年7月19日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件文書について作成も取得もしていないとすれば、捜査において平等

権に違反する行為があることを意図的に隠蔽していることになり、公務員の職権乱用にかかわる犯罪（刑法193条～196条）等に違反をし、懲戒処分の対象となる。

(2) 刑事訴訟法第189条第2項の規定に基づき全件捜査に着手しているという根拠はなく、かつ警察が被害届がないにもかかわらず同一罪名の犯罪について特定の人物に対して犯罪を特定する捜査をし、それ以外の人物に対しては仮にそれ以上重い犯罪と思われても捜査をしないことになるため、憲法に定める平等権に違反する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 犯罪統計は、犯罪統計規則に基づく犯罪統計原票により作成するものであるが、特別法犯は刑法犯と異なり「特別法犯検挙情報票」のみを作成するものとなっており、特別法犯の認知に係る原票の作成を求めている。

認知とは、犯罪について、被害の届出若しくは告訴・告発を受理し、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第69条第1項若しくは第78条第1項による事件の移送（以下「事件の移送」という。）を受け、又はその端緒によりその発生を確認すること（ただし、事件を移送する場合を除く。）をいうが、特別法犯に係る認知件数は、当該認知に係る原票を作成しないことから判明しない。

盗撮事案は、福岡県迷惑行為防止条例第6条第2項に規定する「卑猥な行為の禁止」であり、特別法犯に該当するため、逮捕等をした場合に「特別法犯検挙情報票」のみを作成することとなる。

(2) したがって、盗撮における警察からの依頼による被害届の提出数については、前記(1)のとおり、特別法犯の認知原票を作成していないので、当該請求にかかる数は判明しない。

(3) また、卑猥な言動及び盗撮における被害届の提出のうち実際に捜査した数については、被害申告を受けた者については刑事訴訟法第189条第2項の規定に基づき全件捜査に着手しているが、前記(1)のとおり特別法犯の認知原票を作成していないので、当該請求にかかる数は判明しない。

(4) 統計していない根拠について、審査請求人からの開示請求により全部開示決定した

○ 犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第4号）

○ 犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）

に基づき特別法犯の認知原票を作成していないため、「統計を要しない」旨明示した公文書は存在しない。

6 審査会の判断

(1) 卑猥な言動及び盗撮並びに犯罪統計について

ア 卑猥な言動及び盗撮

本件請求に係る「卑猥な言動」及び「盗撮」は、いずれも福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号）第6条に規定される罪であり、これらは、犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）第2条第3号に規定される特別法犯に類型される。

イ 犯罪統計

犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第2条の規定により、犯罪統計は、警察庁長官の定める犯罪統計原票（以下「原票」という。）又は犯罪統計調査票（以下「調査票」という。）に基づき作成するものとされている。

(ア) 原票

規則第3条第1項において、「都道府県警察は、長官の定めるところにより、犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したときは、速やかに、原票を作成し、その内容を電子情報処理組織を使用して警察庁へ報告しなければならない。」と規定されている。

また、細則第3条第1項の規定により、原票は事件票と被疑者票に区分され、事件票の種類は同項第1号アからキまでに、被疑者票の種類は同項第2号アからオまでに掲げられている。

(イ) 調査票

規則第3条第2項において、「都道府県警察は、前項の規定による原票のほか、長官が臨時に特別の調査事項に関し犯罪統計を作成する必要があると認めて指示したときは、速やかに、その指示に係る調査票を作成し、長官の指示する方法により警察庁へ報告しなければならない。」と規定されており、調査票は、細則第13条第1項において、刑事局長がその都度具体的に指示するところにより作成するものとされている。

(2) 本件文書の存否について

当審査会において、細則を確認したところ、特別法犯について作成することとされている原票は、細則第3条第1号ウに定める「特別法犯検挙情報票」及び同条第2号ウに定める「特別法犯被疑者情報票」である。

「特別法犯検挙情報票」は、細則第4条第1項第3号において「特別法犯に関する被疑事件について検挙をしたとき又は警察行政上必要な処分をす

るための調査を終了したときに作成すること」とされ、「特別法犯被疑者情報票」は、細則第5条第1項第3号において「特別法犯を犯した成人又は少年の被疑者の被疑事件について検挙をしたときに作成すること」とされている。

よって、特別法犯については、被害届の提出数及び被害届が提出されたもののうち実際に捜査した件数に係る原票を作成することを規定したものの存在は認められず、それらについて調査票を作成することとする指示の存在も認められない。

したがって、特別法犯については、被害届の提出数及び被害届が提出されたもののうち実際に捜査した件数に係る統計を作成することを規定したものの存在は認められない。

さらに、当審査会において、犯罪統計資料を見分したところ、卑猥な言動及び盗撮に係る被害届の提出数及び被害届が提出されたもののうち実際に捜査した件数について作成されたものの存在は見当たらなかった。

したがって、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明に不合理な点はないと判断される。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。